

令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）禍（以下「コロナ禍」という。）におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等への対応のため、東久留米市内（以下「市内」という。）の障害福祉サービス等を提供する事業者（以下「事業者」という。）の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図るため、令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 この要綱における支援金の交付対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により、現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和5年3月1日時点で、次のいずれかの事業の提供を行う事業所として市内に所在し、国、東京都又は東久留米市（以下「市」という。）の指定又は許可を受けていること。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス

イ 総合支援法第5条第18項に規定する相談支援

ウ 総合支援法第77条第1項第8号及び同条第3項に規定する地域生活支援事業

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援

オ 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援

カ その他市長が特に適当と認めるもの

(2) 令和4年4月から令和5年3月までの間に、前号のサービスを提供した実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年東久留米市条例第15号）第6条第1項の規定により指定管理者として指定された者

(2) 東久留米市児童発達支援センター条例（令和元年東久留米市条例第27号）第2条に規定する東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園

(3) 東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）並びに法人その他の団

体の代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が暴力団員等に該当する者

(4) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(交付額)

第3 支援金は、別表に定める交付額を、交付決定をする年度の予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金交付申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があった場合において、当該申請が適切であると認めるときは、令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、交付しないと決定したときは、令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金不交付決定通知書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第6 市長は、第5の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）が偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、交付事業者に対し、令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(支援金の返還)

第7 市長は、第6の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に交付事業者が支援金が交付されているときは、令和4年度第2次東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金返還決定通知書（様式第4号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 交付事業者は、前項の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、指定された期日までに取り消された支援金を返還しなければならない。

(報告及び調査等)

第8 市長は、支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付事業者に対し、報告、調査その他必要な措置（以下「報告及び調査等」という。）を求めることができる。

2 交付事業者は、報告及び調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(委任)

第9 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和5年3月31日から施行する。
- 2 この訓令は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行った支援金の交付決定に対する第6から第8までの規定の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

別表（第3関係）

	1事業当たり	備考
交付額	100,000円	・総合支援法第5条第18項に規定する相談支援及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援の事業を重複して実施する場合には、1事業とみなす。